

Security Transparency Consortium
Working Group Rules for Operation
セキュリティ・トランスペアレンシー・
コンソーシアム
ワーキンググループ運営規程

文書番号：STC-全規-00001-004

2023年 9月 21日

Ver1.0

Security Transparency Consortium

改版履歴

日付	版数	履歴
2023/09/21	1.0	初版発行

**セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム
ワーキンググループ運営規程**

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、「セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」におけるワーキンググループの運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 ワーキンググループ

(ワーキンググループの設置と解散)

第2条 コンソーシアムは、コンソーシアム規程第3条の活動を行うための組織として、ワーキンググループを設ける。

- 2 新たなワーキンググループを設置する場合、運営委員会の決議により設置することができる。
- 3 既存のワーキンググループを解散する場合、運営委員会の決議により解散することができる。
- 4 ワーキンググループは、ワーキンググループ設置後、その活動の円滑な推進を図るため、活動方針等を定める。
- 5 当該ワーキンググループの下部組織として、主査の判断でチームを設置することができる。また、主査の判断で設置したチームを解散することができる

(構成)

第3条 ワーキンググループは、会員及びオブザーバで構成する。

- 2 会員は、漏れなくワーキンググループに所属する。複数のワーキンググループへの所属を可とする。
- 3 ワーキンググループは、会員の中より主査1名と副主査1名以上を選出し、運営委員会の承認を受ける。

(費用の負担)

第4条 各ワーキンググループの活動において、ワーキンググループに所属する会員が支出した費用は、当該会員が負担する。

(ワーキンググループ主査及び副主査の職務)

- 第5条 主査は、ワーキンググループの活動を統括するとともに、コンソーシアムに係る他の規程及び当該ワーキンググループの活動方針に基づいて必要な活動を推進する。
- 2 副主査は、主査を補佐し、主査不在の場合にはその職務を代行する。
 - 3 主査は、当該ワーキンググループに所属する会員の名簿を作成し、運営委員会に報告する。
 - 4 主査及び副主査の任期は1年とする。ただし、再任することができる。
 - 5 主査は、当該ワーキンググループの文書管理責任者を兼任する。
 - 6 主査は、運営委員会へワーキンググループ活動状況の報告を行う。
 - 7 主査は、当該ワーキンググループの活動方針に則り、当該ワーキンググループに所属する会員に作業を割り振る。
 - 8 主査は、ワーキンググループに所属する会員の活動状況を把握し、活動実績がない会員についてはその旨を運営委員会へ報告する。

(ワーキンググループに所属する会員の権利)

- 第6条 ワーキンググループに所属する会員は、当該ワーキンググループの活動に参加できる。
- 2 ワーキンググループに所属する会員は、当該ワーキンググループ内の活動に関する情報を受け取ることができる。
 - 3 ワーキンググループに所属する会員は、当該ワーキンググループに参加し、意見を述べ、審議及び決議に参加することができる。
 - 4 ワーキンググループに所属する会員は、当該ワーキンググループから脱退することができる。

(ワーキンググループの活動)

第7条 ワーキンググループの主な活動は以下の通りである。

- (i) 当該ワーキンググループの活動方針の策定
- (ii) コンソーシアム活動に則った調査
- (iii) 調査した結果の文書化（規格文書、運用手順書、ガイドライン、データ集等）
- (iv) 作成した文書内容の妥当性及び発行の是非の審議及び決議
- (v) その他

(ワーキンググループの開催)

- 第8条 ワーキンググループは、当該ワーキンググループ所属の会員（主査含む）のいずれかの請求により開催する。
- 2 主査は、必要があると認めるときは、オブザーバに参加させ、説明又は意見を聴くことができる。
 - 3 主査は、必要に応じてワーキンググループに事務局員の参加を要請することができる。

(定足数)

第 9 条 開催は、当該ワーキンググループ所属の会員の出席数に依存しない。

2 第 7 条 (iv) に従いワーキンググループで決議を行う場合は、当該ワーキンググループ所属の会員の過半数の出席を必要とする。

3 第 8 条 2 項のオブザーバは、意見を述べ、審議に参加できる。議決権についてはコンソーシアム規程第 5 条 5 項を参照のこと。

4 第 8 条 3 項の事務局員は、意見を述べ、審議に参加できる。議決権についてはコンソーシアム規程第 12 条 3 項を参照のこと。

(決議の方法)

第 10 条 審議事項の決議は、出席した会員の過半数の賛成によりこれを決する。

2 可否同数の場合は主査がこれを決する。

(議事録)

第 11 条 審議結果を記録した議事録を作成し、主査が承認する。

2 主査は、文書管理責任者として議事録を保管する。

第3章 附則

(施行)

第12条 本規程は、コンソーシアムの設立日である2023年9月21日より施行する。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。